

1 改正の経過

平成29年に水防法及び土砂災害防止法が改正され、洪水による浸水が想定される区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者は避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられた。

施設管理者が計画を作成しない場合には、市町村長が必要な指示を行い、それに従わない場合にはその旨が公表されることとなった。また、作成した計画は市町村への提出が必要。

国の水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動計画において、令和3年度末までにすべての施設で避難確保計画の作成や避難訓練の実施が目標となっている。

令和2年7月豪雨災害において、高齢者施設の利用者14名が亡くなるという痛ましい被害が発生した。

⇒令和3年の水防法等の改正により、要配慮者利用施設における避難の更なる実効性を確保

市町村に避難訓練の報告義務

対象の要配慮者利用施設の管理者等は、避難訓練を実施した場合には、市町村長に対して、実施した避難訓練の結果を報告することが義務化された。

市町村が施設に対して避難確保計画に関する助言・勧告が出来る制度の創設

避難確保計画の報告及び避難訓練の結果の報告を受けた市町村長は、必要に応じて、要配慮者利用施設の管理者等に対して助言・勧告することとされた。

市町村においては、防災部局と福祉部局等が協力して要配慮者利用施設の管理者等に対して適切に助言・勧告するための体制の構築が求められる。

洪水浸水想定区域の指定対象の拡大

洪水予報河川又は水位周知河川に加え、一級河川及び二級河川（洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川））について、洪水浸水想定区域の指定対象に追加された。

2 令和5年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直しについて

令和5年度：①避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない市町村が単独で策定する整備計画は重点配分の対象外

②該当市町村が単独で都道府県と策定している整備計画は重点配分の対象外

令和6年度以降：避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない自治体が策定主体に含まれる整備計画は重点配分の対象外

要配慮者利用施設の避難確保計画作成について

3 避難確保計画作成状況（令和3年9月30日時点）

	水防法				土砂災害防止法			
	作成が必要な施設	作成済の施設	作成率	訓練	作成が必要な施設	作成済の施設	作成率	訓練
仙台市	731	700	95.8%	200	95	92	96.8%	58
石巻市	174	105	60.3%	49	27	18	66.7%	8
塩竈市			-	0	14	5	35.7%	0
気仙沼市			-	0	3	1	33.3%	0
白石市	6	6	100.0%	0	1	0	0.0%	0
名取市	106	12	11.3%	8	15	12	80.0%	9
角田市	27	27	100.0%	2	3	3	100.0%	0
多賀城市	48	19	39.6%	19	6	5	83.3%	5
岩沼市	91	82	90.1%	62	5	5	100.0%	5
登米市	115	114	99.1%	0	17	17	100.0%	0
栗原市	75	70	93.3%	33	7	7	100.0%	0
東松島市	41	41	100.0%	41	1	1	100.0%	0
大崎市	301	157	52.2%	0	24	6	25.0%	0
富谷市			-	0	2	2	100.0%	2
蔵王町			-	0	1	1	100.0%	0
七ヶ宿町			-	0			-	0
大河原町	13	4	30.8%	4			-	0
村田町			-	0	1	0	0.0%	0
柴田町	61	37	60.7%	3			-	0
川崎町			-	0			-	0
丸森町	8	2	25.0%	1			-	0
亘理町	31	31	100.0%	31	1	1	100.0%	1
山元町			-	0			-	0
松島町	5	5	100.0%	5	7	0	0.0%	0
七ヶ浜町			-	0			-	0
利府町			-	0			-	0
大和町			-	0	5	2	40.0%	0
大郷町	1	1	100.0%	1			-	0
大衡村			-	0			-	0
色麻町	15	2	13.3%	2			-	0
加美町			-	0			-	0
涌谷町			-	0			-	0
美里町			-	0			-	0
女川町			-	0			-	0
南三陸町			-	0	2	1	50.0%	1
合計	1,849	1,415	76.5%	461	237	179	75.5%	89